

香川県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成27年6月9日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第39号

香川県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則
香川県立自然公園条例施行規則（平成3年香川県規則第32号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(工作物の基準) 第21条 略</p> <p>(1) 略 ア～ケ 略 コ <u>太陽光発電施設 同一敷地内の地上部分の水平投影面積の和1,000平方メートル</u></p> <p>(2) 略</p> <p>別表第1（第19条関係） 1～55 略 <u>55の2 県立自然公園において鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第14条の2第1項の規定により県が実施する指定管理鳥獣捕獲等事業又は同条第7項の規定により県から委託を受けた指定管理鳥獣捕獲等事業として鳥獣を捕獲し、又は殺傷すること。</u> <u>55の3 県立自然公園において鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第14条の2第5項の規定により国の機関が実施する指定管理鳥獣捕獲等事業又は同条第7項の規定により国の機関から委託を受けた指定管理鳥獣捕獲等事業として鳥獣を捕獲し、又は殺傷すること。</u> 55の4～72 略</p>	<p>(工作物の基準) 第21条 条例第19条第1項第1号に規定する規則で定める基準は、次の各号に掲げる区域の区分に従い、工作物の種類ごとに当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 海域以外の区域 ア～ケ 略</p> <p>(2) 略</p> <p>別表第1（第19条関係） 1～55 略</p> <p>55の2～72 略</p>

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 平成27年7月31日までの間に新築、改築又は増築に着手される太陽光発電施設については、改正後の第21条第1号コの規定は、適用しない。